

労働基準広報 2017 No.1942

11/21

CONTENTS

特集 働き方改革関連法案要綱の内容② ————— 6

高度プロ制度は年収約1000万円以上や年間104日以上の日確保等が条件に

働き方改革関連法案要綱の中から、今回は労働基準法の改正部分を紹介する。柱の1つである、「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」の創設は、高度の専門的知識等を必要とする職種について、時間外・休日・深夜の割増賃金等の規定を適用除外とするもの。適用除外に際しては、年収約1000万円以上（具体的な額は厚生労働省令で規定）や、4週4日以上かつ年間104日以上の日確保等が必須条件とされる。さらに、①終業から始業までの一定の休息を設ける勤務間インターバル等、②在社時間等を一定範囲内とする措置、③1年1回以上の継続した2週間の休日付与、④在社時間等が一定範囲を超えた場合の健康診断——のいずれかの健康確保措置を講じなければならない。

（編集部）

●裁判例から学ぶ予防法務〈第36回〉 ————— 18

美容院A事件

（東京地裁 平成28年10月6日判決）

共同経営者である美容師の労働者性と賃金減額の有効性
経費削減や労務トラブル回避目的に
雇用契約でない体裁整えないように

（弁護士・井澤慎次）

●レポート／キャリア権推進ネットワーク — 34

「ワールドカフェ2017」

（株）ビースタイル『踊る広報』柴田氏に学ぶ
週3日勤務など柔軟な働き方の秘訣とは

（編集部）

●知っておくべき職場のルール ————— 36

〈第70回〉「強制貯金」

賃金の強制的な貯蓄を禁止し
任意の委託のみ認める制度

（編集部）

●NEWS ————— 1

（厚労省・テレワークのガイドライン改定の検討開始）事業場外みなし制の活用条件を明確化へ／（29年版過労死等防止対策白書）自動車運転者、外食産業等の調査分析結果を報告／（毎勤統計・地方調査の28年平均）現金給与総額が30万円を超えているのは19都府県／ほか

●トピック／厚生労働省委託事業 ————— 40

～平成29年度 雇用管理研修～

人手不足が深刻化する今こそ適切な
雇用管理の知識を習得しよう

（編集部）

●本誌読者アンケート — 39 ●連載 労働スクランブル⑩（労働評論家・飯田康夫） — 42 ●労務資料 人材育成と能力開発の現状と課題に関する調査結果 — 44 ●わたしの監督雑感 大分・大分労働基準監督署副署長 松島昌彦 — 54 ●今月の資料室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します（39ページ）

労務相談室

回答者

労働基準法〔特別条項締結後も上限時間数を超える可能性〕必要な手続きは ——— 48 弁護士・新弘江
懲戒処分〔派遣社員が無断離席や遅刻等勤務態度に問題〕対処方法は ——— 50 弁護士・平田健二
安全衛生〔産業医選任基準の常時50人以上の労働者〕パート等の算定方法は ——— 52 弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内